

第五章 手続き

5.1 申込の手続き

5.1.1 一般事項

- (1) 給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、水道事業所に申込み、管理者の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の申込みにおいて、当該工事に関する利害関係人の同意書等の必要があると認めるときは、同意書等を提出しなければならない。
- (3) 給水装置工事の設計及び施工は、管理者が指定した指定給水装置工事事業者が施工する。
- (4) 指定工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者に申込を行い、設計審査を受けなければならない。
- (5) 給水方式が変更になる工事は、既設給水装置の装置廃止を行い、新たに工事の申込を行う。
- (6) 該当する敷地内に不要となる給水装置がある場合は、すべての装置廃止工事を行う。

5.1.2 給水装置工事申込から竣工検査（施主等の使用開始）まで

（太字＝指定店：細字＝水道事業所他）

給水装置工事申込「簡易専用水道(受水槽等)申込（生活環境課へ）→水道事業所～審査～（道路占用申請）～納付書（加入金・手数料等）発行～納入～收受(納入確認)～工事施工〔分水(立会)～仮設給水開始申込～メーター出庫～メーター設置〕～竣工届～竣工検査～工事用水休止届～引渡～使用開始届

5.1.3 給水装置工事申込方法

給水装置工事申込書及び給水装置工事設計図に必要な書類を添付し、諸手数料を添えて管理者にその申込を行う。

1) 給水装置工事申込書及び添付書類

- (1) 給水装置工事申込書に必要な事項を記入する。（様式第1号）（正副各1部）
 - ① 給水装置場所の所在地
 - ② 工事内容（新設・改造・修繕・装置廃止又は開発行為）
 - ③ 水栓番号及び給水の用途
 - ④ 工事完了予定（竣工予定年月日）
 - ⑤ 給水装置工事委任者（申込者）の住所・氏名・印
 - ⑥ 委任事項
 - ⑦ 給水装置工事事業者の住所・氏名・印
- (2) 給水装置工事に関する利害関係人の同意
 - ① 土地の使用承諾
他人の土地及び他人の構築物に給水装置工事を設置する場合
 - ② 分岐の承諾
他人の給水装置から分岐する場合
 - ③ 申込者 住所・氏名・印
 - ④ 同意者 住所・氏名・印
- (3) 給水装置工事設計図（様式第2号）必要事項を記入する。（正副各1部）

5.1.4 給水装置工事申込書及び給水装置工事設計図の作成

- 1) 給水装置工事申込書は、1 給水装置に対し、1 枚の申込書とする。ただし、次の場合は1枚の申込書とする。
 - (1) 工事用水を必要とするとき
 - (2) 新築のアパート及び集合住宅は、1 棟につき1枚とする。
- 2) 給水装置工事設計図は、1 給水装置に1枚の設計図とする。ただし、次の場合は1枚の設計図とする。
 - (1) 新築のアパート及び集合住宅は、1 棟につき1枚とする。
 - (2) 既設給水装置工事の装置廃止工事は、該当する部分を1枚に記入する。

5.1.5 給水装置工事の申込取消方法

指定工事業者は、工事申込をした給水装置工事を行わなくなった時は、給水装置工事申込取消届に必要な事項を記入の上、速やかに管理者に届け出なければならない。(様式第5号)

5.1.6 設計変更の申込方法

指定工事業者は、申込をした給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、設計変更申込書に設計変更図面を添付し、管理者にその申込を行う。

5.1.7 遠隔指示メーターの寄付採納申請

給水装置等工事竣工後に寄付採納申請書(様式第7号)により申請するものとする。

5.2 道路等の占用・道路使用許可申請

道路等の占用申請は、給水工事指定店の申請を受けて各管理者に水道事業管理者が申請をし、許可後に、給水工事指定店が警察署に申請を行う。

5.2.1 道路等の占用・道路使用許可申請の時期等

- 1) 申請受付時期
国・県道及び市道等の占用申請の時期は、給水装置工事申込受付(同時)後
- 2) 許可までの期間
 - (1) 占用は、申請から許可までは、約3週間
 - (2) 使用許可は、占用許可後の申請で約1週間
- 3) 事前協議
国・県道及び市道等の占用申請の場合は、申請後の書類・図面の差し替えや訂正をなくし、許可までの期間を短縮する為にも、関係官公署と事前協議を行ってください。

5.2.2 占用・許可申請の流れ

(太字=指定店：細字=水道事業所他)

工事の受託(指定店) → 事前調査・協議 → 設計 → 占用事前協議 → 給水装置工事申込 → 申込受付 → 占用申請申込(水道事業所へ) → 占用申請 → 市土木課(仙台土木事務所等) → 警察署(事前協議) → 市土木課(仙台土木事務所等) → 水道事業所(許可書) → 指定店 → 警察署 → 指定店 → 工事着手 → 着手届(水道事業所へ) → 着手届市土木課(仙台土木事務所等) → 分水等通知(水道事業所へ) → 分水立会 → 仮復旧 → 本復旧 → 完了届(水道事業所へ) → 完了届 → 市土木課(仙台土木事務所等)

5.2.3 国道の占用申請

1) 道路占用許可申請書 (5部提出)

占用の目的・占用の場所・占用物件等を記載すること。

(1) 申請図面 (5部提出)

- ① 平面図・横断図
- ② 保安施設設置状況図
- ③ 断面図・仮復旧図・本復旧図
- ④ 工事工程表
- ⑤ 復旧面積求積計算 (掘削、仮・本復旧面積及び占用延長)
- ⑥ 緊急時連絡系統図

(2) 管内図 (1/50000)・位置図 (5部提出)

(3) 現況写真 (3方向から撮影・5部提出)

5.2.4 県道の占用申請

1) 道路占用許可申請書 (2部提出)

路線名・占用の目的・占用の場所・占用物件・占用面積・延長・数量等を記載すること。

(1) 申請図面 (2部提出)

- ① 平面図・横断図
- ② 保安施設設置状況図
- ③ 断面図・仮復旧図・本復旧図
- ④ 工事工程表
- ⑤ 復旧面積求積計算 (掘削、仮・本復旧面積及び占用延長)
- ⑥ 緊急時連絡系統図
- ⑦ 迂回路案内図 (通行止の場合)

(2) 管内図 (1/50,000)・位置図 (2部提出)

(3) 現況写真 (3方向から撮影・2部提出)

5.2.5 市道、公衆用道路及び農道等の占用申請

1) 道路占用許可申請書 (3部提出)

路線名・占用の目的・占用の場所・占用物件・工事期間等を記載すること。

(1) 申請図面 (3部提出)

- ① 平面図・横断図
- ② 位置図
- ③ 保安施設設置状況図
- ④ 断面図・仮復旧図・本復旧図
- ⑤ 工事工程表
- ⑥ 緊急時連絡系統図
- ⑦ 復旧面積求積計算 (掘削、仮・本復旧面積及び占用延長)
- ⑧ 迂回路案内図 (通行止の場合)
- ⑨ 公図 (水路用地等の公共物使用のみ)

(2) 現況写真 (3方向から撮影・3部提出)

5.2.6 国有地占用申請

別途、水道事業所と事前協議すること。

5.2.7 道路使用許可申請

1) 申請書類

- (1) 道路使用許可申請書
- (2) 道路占用許可書
- (3) 添付書類 位置図・平面図・横断図・保安施設設置図・写真・その他

2) 申請手続き

- (1) 指定工事業者は、水道事業所から道路占用許可書を受け取る。
- (2) 指定工事業者は、道路使用許可申請書・道路占用許可書及び関係書類を添付して警察署に提出する。
- (3) 指定工事業者は、警察署から道路使用許可書を受け取る。

3) 道路等の占用許可後の手続き

(1) 着工の届け出（2部提出）

- ① 着工届（様式第2号・様式集5-3-7-1）
- ② 道路使用許可書の写し
- ③ 工事工程表
- ④ 位置図

(2) 竣工の届け出（2部提出）

- ① しゅん工届（様式第3号・様式集5-3-7-2）
- ② 施工前・施工後の状況写真
- ③ 施工工程写真
- ④ 位置図